



## 新成人のみなさん おめでとうございます 平成28年 小松島市成人式

【日時】 1月10日(日)

午後1時式典開始  
(正午より受付)

【場所】 市総合福祉センター

(横須町11番7号)

【お問い合わせ先】

市生涯学習課(市立図書館  
3階) ☎32・2700/FAX  
333・1230

Mail:shougai@city.komatsu  
shima.tokushima.jp

## 新成人のみなさんへ 20歳になったら 国民年金に加入を!

日本に住む20歳から60歳未  
満のすべての人は国民年金に  
加入し、保険料を納めること  
になっています。

国民年金は、老後の生活保  
障だけでなく、万が一、病気  
やケガで障がいが残ったとき  
や、一家の働き手が亡くなっ  
たときなど、あなたやあなた  
の家族を守ってくれます。

加入の届出や保険料の納め  
忘れがあると年金が受けられ  
ないことがありますので、20  
歳になったら忘れず国民年金  
に加入しましょう。

なお、学生の方や収入が少  
なく保険料の納付が困難な方  
の場合は、「学生納付特例」  
や「若年者納付猶予」など保  
険料の支払いを猶予する制度  
がありますので、国民年金の  
加入手続きとあわせて健康増  
進課医療・年金担当窓口(市  
役所1階③番窓口)で申請し  
てください。

## 国民年金の給付は、3種類 の基礎年金があります

◎老齢基礎年金

65歳から生涯受けられます。

◎障害基礎年金

病気やケガで障がいの状態  
になった方が受けられます。

◎遺族基礎年金

亡くなった方に生計維持さ  
れていた「子のある配偶者」  
または「子」が受けられます。

【お問い合わせ先】

市健康増進課医療・年金担  
当(市役所1階③番窓口)

☎32・4120/FAX3  
5・0173

Mail:kenkouzoushin@city.k  
omatsushima.tokushima.jp

## 新農業者年金に 加入しませんか?

新農業者年金とは、農業者  
のための公的年金で、自分で  
納めた保険料とその運用益を  
原資として支給される「確定  
拠出型年金」です。認定農業  
者で青色申告をしているなど  
一定の要件を満たす方には、  
保険料の一部について政策支  
援(国庫補助)を受けること  
ができるなど、農業者にとっ  
て優遇された内容となっております。

詳しくは、市農業委員会事  
務局(市役所4階 ☎32・3  
810/FAX33・093  
8 / Mail:nougyouinukai@  
city.komatsushima.tokush  
ima.jp)または最寄りのJA  
(農協)まで。

## 耕作放棄地の再生利用 に対する支援策 「耕作放棄地再生利用 緊急対策」のお知らせ

耕作放棄地の再生や再生後  
の土づくり、ハウスなどの農  
業用施設整備などに対する支  
援策を活用してみませんか。

【対象者】

使用貸借権の設定や所有権  
の移転により、耕作放棄地を  
再生作業後5年間以上耕作す  
る農業者

※農地の所有者で、野菜や大豆  
などの戦略作物等を栽培する  
場合も対象となります。

【対象農地】

農用地区域の農地で、面積  
が1アール(四捨五入)以上  
であること

※農用地区域外(市街化区域内  
は除く)の農地で、野菜や大  
豆などの戦略作物等を栽培す  
る場合も対象となります。

【助成内容】

①再生作業(10アールあたり  
5万円または補助率2分の  
1)

②2年目の土づくり(10ア  
ールあたり2万5千円)

③ハウス、果樹棚などの農業  
用施設(補助率2分の1)  
④排水路、農道などの基盤整  
備(補助率2分の1)

【お問い合わせ先】

市産業振興課(市役所4階)  
☎32・3809/FAX3  
3・0938

Mail:sangyoshinko@city.ko  
matsushima.tokushima.jp

## 生活困窮者自立支援 相談会のご案内

小松島市にお住まいの方で、  
生活・仕事などにお悩みのあ  
る方の相談会を開催します。  
生活の自立のための課題解決  
に向けて一緒に考えていきま  
す。

※ただし、すでに生活保護を受  
給されている方は対象外です。

【日時】 1月20日(水)

午後1時30分～3時30分  
※事前に予約が必要です。

【場所】 市役所1階

福祉事務所内小会議室

【お問い合わせ先】

こまつしま生活自立支援セ  
ンター(☎0120・783・  
141)